消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

参考資料　2
R7.7.29
第1回 日本版包装前面栄養表示に関する検討会

諸外国等における取組について

消費者庁食品表示課
2025（令和７）年７月

WHOにおけるFOPNLガイドライン

消費者の健康的な食品選択を助けるため、諸外国における重要な政策ツールであるとして、WHOは2019年にFOPNLのガイドラインを公表。

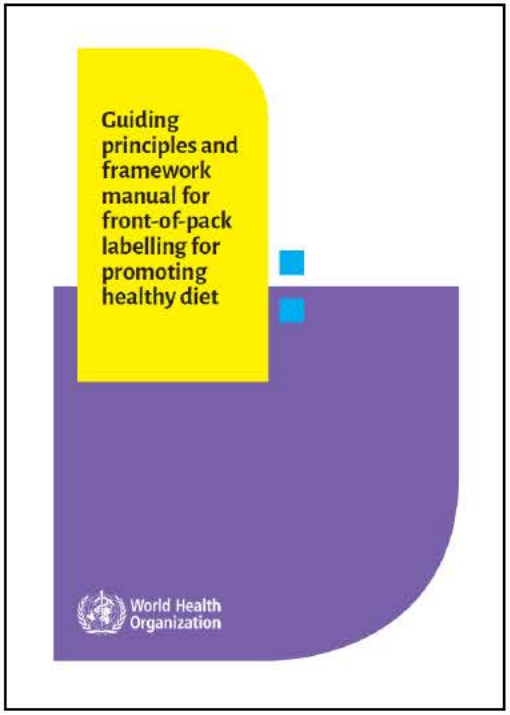

- ✓FOPNLは、WHOやコーデックス委員会のガイドライン等の**健康・栄養政策に沿ったもの**であるべきである。
- ✓FOPNLの効果を高めるように、**単一の取組を開発**すべきである。
- ✓FOPNLのためには、**栄養成分表示の義務化が前提条件**である。
- ✓FOPNLの一部として、**モニタリングや評価する仕組みについても開発**すべきである。
- ✓FOPNLの**目的、対象食品及び一般原則については、理解しやすく、かつ、簡単にアクセス**できるようにすべきである。

消費者庁

Guiding principles and framework manual for front-of-pack labelling for promoting healthy diet（WHO）

コーデックス委員会におけるFOPNLガイドライン

第43回食品表示部会（2015年）からFOPNLの議論を開始。第46回食品表示部会（2021年）において全てのセクションの検討を終了し、栄養表示に関するガイドライン(CXG 2-1985)の附属文書２に「包装前面栄養表示に関するガイドライン」を位置付けることに合意。第44回総会（2021年）において当該ガイドラインを承認。

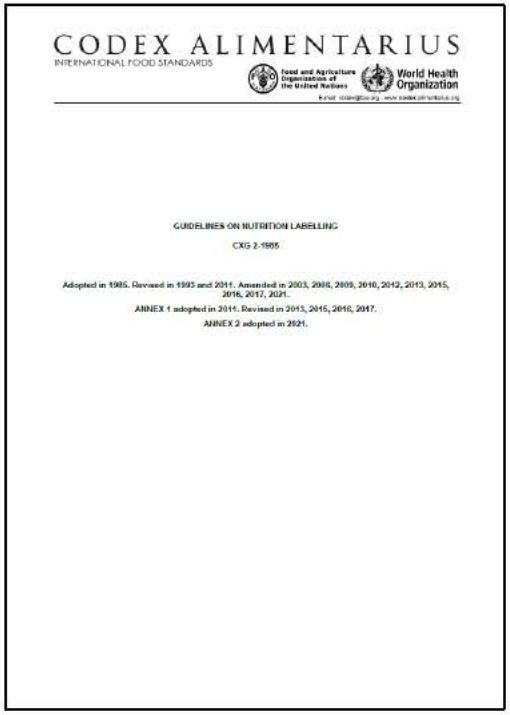
CODEX ALIMENTARIUS
INTERNATIONAL FOOD STANDARDS

Food and Agriculture Organization of the United Nations
World Health Organization

GUIDELINES ON NUTRITION LABELLING

CXG 2-1985

Adopted in 1985. Revised in 1993 and 2011. Amended in 2003, 2006, 2009, 2010, 2012, 2013, 2015, 2016, 2017, 2021.
ANNEX 1 adopted in 2011. Revised in 2013, 2015, 2016, 2017.
ANNEX 2 adopted in 2021.

- ✓**<u>国内の法律に沿って、任意又は義務</u>**とすることができる。
- ✓**<u>各国で政府が推奨するFOPNLは１つだけ</u>**であるべきである。
- ✓**<u>根拠に基づいた国又は地域の食事ガイダンス若しくはそれがない場合は健康・栄養政策に沿ったもの</u>**でなければならない。
- ✓FOPNLは政府主導であるべきであるが、**<u>民間部門、消費者、学界、公衆衛生学会などを含む全ての利害関係者と協働して開発</u>**すべきである。

GUIDELINES ON NUTRITION LABELLING CXG 2-1985,
ANNEX 2: GUIDELINES ON FRONT-OF-PACK NUTRITION LABELLING（コーデックス委員）

消費者庁

諸外国におけるFOPNLの取組事例

閾値・カテゴリー又はスコアリング型

任意表示

スウェーデン王国

シンガポール共和国

栄養素含有量表示型

イタリア共和国

任意表示

フランス共和国

オーストラリア連邦

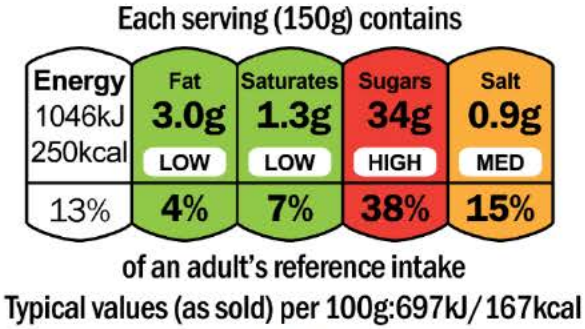

英国

義務表示

メキシコ合衆国

カナダ

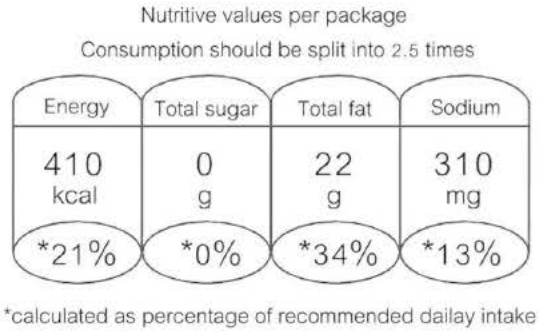

タイ王国

消費者庁

スウェーデン王国

健康的な食品を簡単に見つけ、選択できるようにすることで、消費者がより食生活指針を守るために役立つことを目的としたFOPNLに取り組んでいる。また、食品製造業者を刺激し、より健康的な食品に向けた改良や開発を促進する狙いもある。

任意表示

（**Key hole**の表示例）

シンボルは健康的な食品であることを示している。

この取組では、ある食品が**脂質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、食塩**の基準値を満たす場合に、シンボルを表示することができる。

対象となる食品は、**容器包装に入った加工食品と一部の生鮮食品**である。

対象外となる食品は、**３歳までの乳児及び幼児を対象とする食品、甘味料（食品添加物）・Novel Food（チアシードなど）・甘味を有する成分・植物ステロールを含む食品（マーガリンなど）**である。

参考資料 ○The National Food Agency's Code of Statutes「Regulations amending the National Food Agency's regulations (SLVFS 2005:9) on the use of a particular symbol 」
○Nordic Councli of Ministers「 The Keyhole: Healthy choices made easy」
○Swedish Food Agency「The Keyhole」

消費者庁

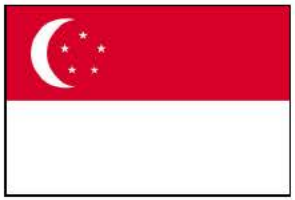

シンガポール共和国

消費者が買い物をする際に、十分な情報を得た上で食品を選択することを支援することによって、バランスがとれた食事や健康的なライフスタイルを促進することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

任意表示

Eat All Foods in Moderation

Lower in Saturated Fats
Higher in Wholegrains

（Healthier Choice Symbol Nutrientの表示例）

シンボルは健康的な食品であることを示している。

この取組では、ある食品が**熱量、脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、糖類、食物繊維、ナトリウム、カリウム、カルシウム、全粒穀類、Glycemic Index**の基準値を満たす場合に、シンボルを表示することができる。また、シンボルの下段には、バランスのとれた食生活を推奨する等の定型的な文言を表示している。

対象となる食品は、**加工食品及び生鮮食品の飲料、穀類、たんぱく質源（肉類・魚介類・乳類・卵類・豆類）、油脂類、果実類、野菜類、調味料及び香辛料類、菓子類、調理済み食品**である。

対象外となる食品は、**糖類や飽和脂肪酸の含有量が多い飲料**である。

参考資料 ○The Health Promotion Board「Healthier Choice Symbol Nutrient Guideline（As of April 2020[revised]）」

消費者庁

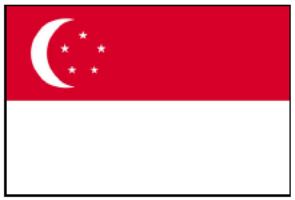

シンガポール共和国

消費者が買い物をする際に、十分な情報を得た上で食品を選択することを支援することによって、バランスがとれた食事や健康的なライフスタイルを促進することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

ガイドライン等に記載されている内容

FOPNLは通常、**飲料である場合は調理済み、又はすぐに摂取できる100 ml当たり、食品である場合は100g当たりの栄養成分の量に基づき評価**されている。

FOPNLを表示する全ての飲料については、調理済み、又はすぐに摂取できる100ml当たりの栄養成分の量の値とする。もしも当該飲料が**粉末として販売される場合、ラベルに記載する製造者の指示に従って再構成する必要**がある。

参考資料 ○The Health Promotion Board「Healthier Choice Symbol Nutrient Guideline（As of April 2020[revised]）」

消費者庁

メキシコ合衆国

高エネルギーである加工食品や糖類を多く含む非アルコール飲料のパッケージに警告文を表示することで、若い世代を中心とする肥満者および肥満によって引き起こされる疾患発症率を抑制することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

義務表示

（**Warning signs**の表示例）

シンボルは特定の栄養成分の過剰摂取に繋がる旨を示している。

この取組では、ある食品が**熱量、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、糖類、ナトリウム**の１食分当たりの基準値を超える場合に、該当する栄養成分名のシンボルを表示しなければならない。

対象となる食品は、**栄養成分表示が義務付けられている加工食品及び非アルコール飲料**である。

対象外となる食品は、**業務用加工食品及び業務用非アルコール飲料、組み合せて販売する食品、販売する時点で包装する食品**である。

参考資料 ○United States Department of Agriculture Foreign Agricultural Service Voluntary Report 「Front of Pack Labeling Manual Published」
○日本貿易振興機構　地域・分析レポート「食品表示ラベル規格の改定に批判が集中（メキシコ）」

消費者庁

カナダ

飽和脂肪酸、糖類、ナトリウムを多く含む食品をより簡単に見分けることに役立てることによって、これらの栄養素の過剰摂取を避け、関連する健康リスクの軽減に繋げることを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

義務表示

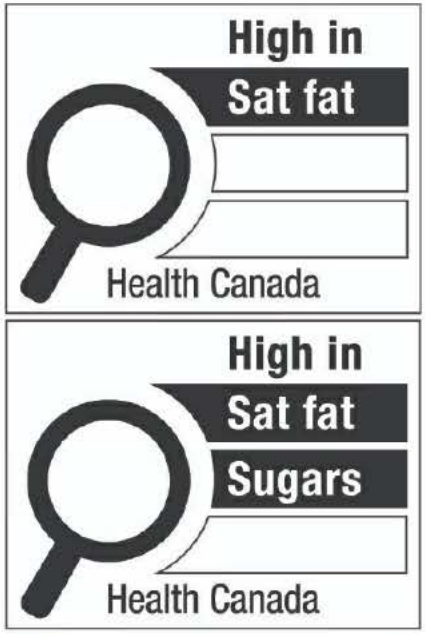

（**Front of package nutrition symbol labelling**の表示例）

シンボルは特定の栄養成分の過剰摂取に繋がる旨を示している。

この取組では、ある食品が**飽和脂肪酸、糖類、ナトリウム**の１食分当たりの基準値を超える場合に、シンボルに該当する栄養成分名を表示しなければならない。

対象となる食品は、**栄養成分表示が義務付けられている加工食品**である。

対象外となる食品は、**特別用途食品（乳児用調製乳、病者用食品）、6ヶ月から1歳までの乳児を対象とした食品、Meal replacements（粉末状や固形状等）、栄養補助食品**である。

参考資料 ○Health Canada 「Front-of-package nutrition symbol labelling guide for industry (July 2022 Version1) 」

消費者庁

カナダ

飽和脂肪酸、糖類、ナトリウムを多く含む食品をより簡単に見分けることに役立てることによって、これらの栄養素の過剰摂取を避け、関連する健康リスクの軽減に繋げることを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

ガイドライン等に記載されている内容

包装済みの食品が調理前の状態で販売されている場合を例示する。水で戻す、又は別の材料と組み合わせる食品については、**「基準量の表」を踏まえて、食品の調理前の状態量を表示する必要**がある。

例えば、ケーキミックスの場合、「基準量の表」が80 gであるため、**80 gのケーキを作るために必要な調理前のケーキミックスの量を表示**する。この際に、飽和脂肪酸、糖類、ナトリウムの量が該当する閾値を満たすか否かを判断する。その上で、閾値を超えた栄養成分についてFOPNLのシンボル を表示しなければならない。

参考資料 ○Health Canada 「Front-of-package nutrition symbol labelling guide for industry (July 2022 Version1) 」

消費者庁

タイ王国

非伝染性疾患のリスクを低減するために消費者の栄養状態を改善するという公衆衛生の目標を支援することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

義務表示

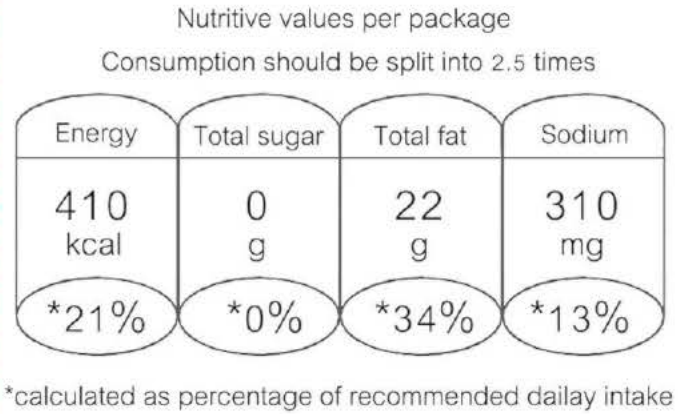

（**Guideline Daily Amounts**の表示例）

シンボルは食品に含まれる栄養成分の含有量等を示している。

この取組では、ある食品に含まれる**熱量、脂質、糖類、食物繊維、ナトリウム**を、Guideline Daily Amounts（以下、「GDA」という。）方式で表示しなければならない。このGDA方式では、栄養成分の食品単位当たりの含有量と1日当たりの摂取許容量に占める割合を表示している。

対象となる食品は、**種実類、乳類、菓子類、穀類、調理済み流通食品類、し好飲料類（非アルコール飲料）**である。

参考資料 ○Food and Drug Administration, Thailand「(No. 394) B.E.2561 (2018) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re. Food products Required to bear Nutrition Labelling and Guideline Daily Amounts, GDA Labelling」
○農林水産省「令和２年度輸出環境整備推進委託事業（食品規格等調査）調査報告書　タイ王国　栄養成分及び栄養強調表示」

消費者庁

イタリア共和国

消費者への情報提供を目的とし、消費者が、ある食品に含まれる栄養素とともに、成人の１日の必要量に対しどれだけ貢献（割合で示される）しているかを理解することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

任意表示

（**Nutrinform Battery**の表示例）

シンボルは食品に含まれる栄養成分の含有量等を示している。

この取組では、ある食品に含まれる**熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩**を、GDA方式で表示することができる。このGDA方式では、栄養成分の食品単位当たりの含有量と1日当たりの食事摂取基準に占める割合を表示している。

対象となる食品は、栄養成分表示が義務となっている**全ての食品**である。

対象外となる食品は、栄養成分表示の省略規定となる**生鮮食品等、ナチュラルミネラルウォーター、容器包装の表示可能面積が小さい食品、栄養の共有源として寄与の程度が小さい食品、小規模事業者が製造する食品、EU 域内における高品質な食品を知的財産として保護する制度の表示（GI保護制度）がされている食品（ハム、ワイン等）**である。

参考資料 ○農林水産省「令和２年度輸出環境整備推進委託事業（食品規格等調査）調査報告書　欧州連合栄養成分及び栄養強調表示」
○The European Parliament and of the Council 「Regulation (EU) No 1169/2011」

消費者庁

英国

一目でわかる栄養情報を提供し、消費者がこの情報に基づいて食品を選択することで、食事バランスへの配慮やエネルギー摂取量を管理できるようになることを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

任意表示

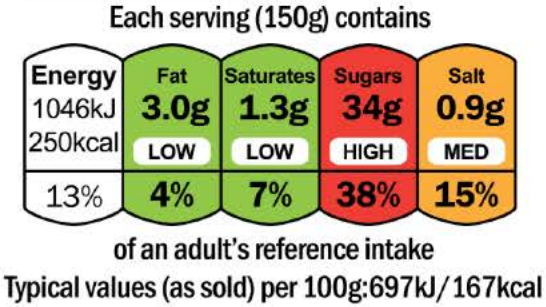

（**Traffic light labelling**の表示例）

シンボルは、赤で該当の栄養成分が多く含まれていること、緑で少なく含まれていることを示している。

この取組では、ある食品に含まれる**熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩**を、GDA方式に加えて、含有量に合わせた色分けで表示することができる。色分けについては基準値が設定されている。このGDA方式では、栄養成分の食品単位当たりの含有量と1日当たりの食事摂取基準に占める割合を表示している。

対象となる食品は、栄養成分表示が義務となっている**全ての食品**である。

対象外となる食品は、栄養成分表示の省略規定の対象となる**生鮮食品等、ナチュラルミネラルウォーター、容器包装の表示可能面積が小さい食品、栄養の共有源として寄与の程度が小さい食品、小規模事業者が製造する食品**である。

参考資料 ○The Department of Health, the Food Standards Agency「Guide to creating a front of pack (FoP) nutrition label for pre-packed products sold through retail outlets」
○The European Parliament and of the Council 「Regulation (EU) No 1169/2011」

消費者庁

英国

一目でわかる栄養情報を提供し、消費者がこの情報に基づいて食品を選択することで、食事バランスへの配慮やエネルギー摂取量を管理できるようになることを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

ガイドライン等に記載されている内容

EU においては、100g、100ml又は１食分当たりの熱量および栄養成分の量を「販売時」又は**「摂取時」で表示することを規定**している。「摂取時」として提供する栄養情報については、調理された食品に関連すること。**この場合、パッケージに詳細な調理方法を記載する必要**がある。

栄養情報を「摂取時」として提供する場合、FOPNLには、分量の表示内に推奨される調理方法を明記する必要がある。例えば、「グリルしたハンバーグ１個」又は「オーブンで焼いたフィレ１枚」など、使用したアプローチを明確に反映することを推奨する。

熱量及び栄養成分の量、GDAと色分け、「高」、「中」、「低」のテキストは全て、「販売時」又は「摂取時」の同じ基準で計算する必要がある。

参考資料 ○The Department of Health, the Food Standards Agency「Guide to creating a front of pack (FoP) nutrition label for pre-packed products sold through retail outlets」
○The European Parliament and of the Council 「Regulation (EU) No 1169/2011」

消費者庁

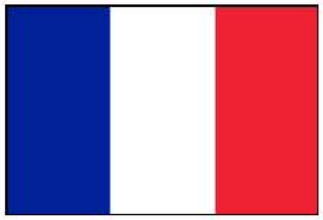

フランス共和国

消費者のより健康的な食品選択を支援することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。また、食品関連事業者における、より健康的な食品開発を促進する狙いもある。

任意表示

（**Nutri-Score**の表示例）

シンボルは、色分けとアルファベットにより食品が健康的であることを示している。

この取組では、ある食品に含まれる**熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食塩、食物繊維、野菜類、果実類、種実類、豆類**を、英国食品基準庁の栄養プロファイリングシステムに基づく評価によって、色分けとアルファベットによるランク付けをしている。

対象となる食品は、**全ての食品**である。

対象外となる食品は栄養成分表示の省略規定の対象となる**生鮮食品等、ナチュラルミネラルウォーター、容器包装の表示可能面積が小さい食品、栄養の共有源として寄与の程度が小さい食品、小規模事業者が製造する食品である。**

参考資料 ○Chantal J, Serge H（2017）Nutri-Score: Evidence of the effectivenessof the French front-of-pack nutrition label Science&Reseach, 64(12):181-187
○農林水産省「令和２年度輸出環境整備推進委託事業（食品規格等調査）調査報告書　欧州連合　栄養成分及び栄養強調表示」
○World Health Organization PRESS RELEASE 「Nutri-Score: Harmonized and mandatory front-of-pack nutrition label urgently needed at the European Union level and beyond」
○The European Parliament and of the Council 「Regulation (EU) No 1169/2011」

オーストラリア連邦

食品の容器包装を便利で適切なものにし、かつ容易に理解できる栄養情報及びガイダンスを提供することで、消費者が十分な情報を得た上で食品を購入し、より健康的な食生活を選択できるようになることを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

任意表示

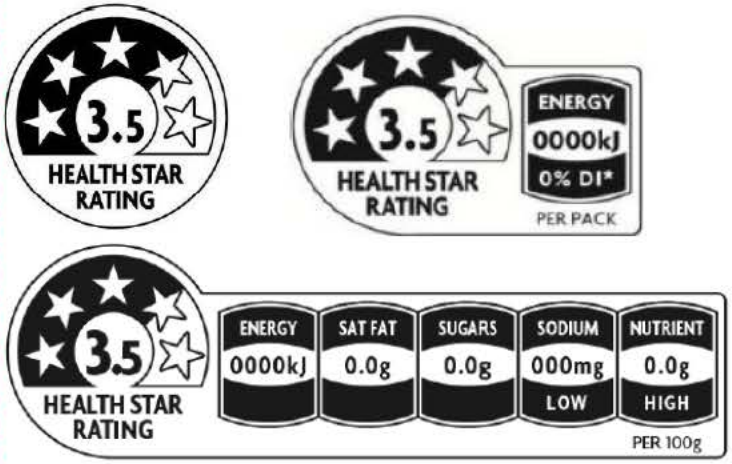

（**Health star Rating system**の表示例）

シンボルは、星の数が多い食品であるほど健康的であることを示している。

この取組では、ある食品に含まれる**熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、ナトリウム、野菜類、果物類、種実類、豆類**を、自国の栄養プロファイリングシステムに基づく評価によって、星によるランク付けをしている。また、GDA方式や栄養強調表示をすることができる。

対象となる食品は、**栄養成分表示が義務付けられている加工食品**である。

対象外となる食品は、**特別用途食品（乳児用調製乳、病者用食品）、1歳から3歳までの幼児を対象とした食品、スポーツ用のサプリメント等、酒類**である。

参考資料 ○The Front-of-Pack Labelling (FoPL) Secretariat 「Health Star Rating system Calculator and Style Guide (March 2023 Version7)」

消費者庁

オーストラリア連邦

食品の容器包装を便利で適切なものにし、かつ容易に理解できる栄養情報及びガイダンスを提供することで、消費者が十分な情報を得た上で食品を購入し、より健康的な食生活を選択できるようになることを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

ガイドライン等に記載されている内容

FOPNLは「販売時」の状態の食品に基づいて計算及び表示する必要がある。「**販売時」の状態の免除については、水で戻す、水で希釈する、水と混合する、又は水や塩水を排出する必要がある食品に適用**される。これらの食品は、調理された状態の食品に基づいて計算できる。**FOPNLが調理された状態の食品に基づいている場合、その調理の方法を明確に指定する必要**がある。これらの免除の例は次のとおりである。

- ✓ 水で戻す食品：乾燥エンドウ豆
- ✓ 水で希釈する食品：凝縮スープなど
- ✓ 水と混合する食品：粉末ソース、粉末スープなど
- ✓ 水切りする食品：ツナ缶
- ✓ 塩水を抜く食品：ツナ缶、豆缶、野菜缶

参考資料 ○The Front-of-Pack Labelling (FoPL) Secretariat「Health Star Rating system Calculator and Style Guide (March 2023 Version7)」

消費者庁

諸外国における栄養成分表示及びFOPNL制度（1）

	スウェーデン王国	英国	イタリア共和国	フランス共和国	オーストラリア連邦
＜栄養成分表示＞ 表示を義務付けている栄養成分等	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、炭水化物、糖類、脂肪、飽和脂肪酸、ナトリウム
＜FOPNL＞ シンボル例	 任意表示	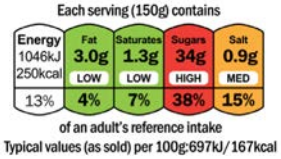 任意表示	 任意表示	 任意表示	 任意表示
デザイン	前向きなシンボルマーク（複数の栄養素を要約）	栄養素毎の表示（色分けあり）	栄養素毎の表示（色分け無し）	複数の栄養素/食品を要約	複数の栄養素/食品を要約
目的	健康的な消費の促進	健康的な消費の促進/不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/不健康な消費の防止
FOPNLの評価等に用いる栄養成分等	脂質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、食塩	熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩	熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、食塩、野菜類、果実類、種実類、豆類	熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、ナトリウム、野菜類、果物類、種実類、豆類
FOPNLの法的な位置付け	**なし（北欧栄養勧告等に基づくガイドライン）**	**なし（EU規則第1169／2011号第35、36、37条を参考にしたガイドライン）**	**なし（EU規則第1169／2011号第35、36、37条を参考にしたマニュアル）**	**なし（EU規則第1169／2011号第35、36、37条を参考にしたQ＆A）**	**一部あり（基準第３部表示の枠組み及び一般原則1.2.7の例外事項として取組のみを規定）**

消費者庁

諸外国における栄養成分表示及びFOPNL制度（2）

	シンガポール共和国	タイ王国	カナダ	アメリカ合衆国	＜参考情報＞中華人民共和国
＜栄養成分表示＞ 表示を義務付けている栄養成分等 （**下線は栄養等表示基準値に占める割合の表示が必要**）	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物	熱量、**たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、食物繊維、**糖類、**ナトリウム、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、カルシウム、鉄**	熱量、たんぱく質、**脂肪、飽和脂肪酸**、コレステロール、トランス脂肪酸、炭水化物、**糖類、食物繊維、ナトリウム、カルシウム、鉄、カリウム**	熱量、たんぱく質、**脂質、飽和脂肪酸、コレステロール**、トランス脂肪酸、**炭水化物**、糖類、**添加糖類、食物繊維、ナトリウム、ビタミンD、カルシウム、鉄、カリウム**	**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム**
＜FOPNL＞ シンボル例	 任意表示	 義務表示	 義務表示	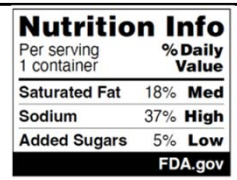	
デザイン	前向きなシンボルマーク（複数の栄養素/食品を要約）	栄養素毎の表示（色分け無し）	警告のシンボルマーク（栄養素毎）	**警告のシンボルマーク（栄養素毎）**	
目的	健康的な消費の促進	健康的な消費の促進/不健康な消費の防止	不健康な消費の防止	**不健康な消費の防止**	
FOPNLの評価等に用いる栄養成分等	熱量、脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、糖類、食物繊維、ナトリウム、カリウム、カルシウム、全粒穀類、Glycemic Index	熱量、脂質、糖類、ナトリウム	飽和脂肪酸、糖類、ナトリウム	**飽和脂肪酸、糖類、ナトリウム** **※2025（令和７）年１月16日よりパブリック・コメントを開始。**	
FOPNLの法的な位置付け	**なし（ガイドライン）**	**あり（保健省告示第394号B.E2561に規定）**	**あり（食品医薬品規則B.01.350に規定）**		

（参考）諸外国における摂取時の状態の表示を許容する食品

	水で抽出する食品	水で塩抜きする食品	湯切りする食品	一般的に牛乳を加える食品	複数の食品を追加する食品
	コーヒー豆	塩蔵わかめ	カップ焼きそば	ココア等	ホットケーキミックス
シンガポール共和国	▲				
カナダ					
英国	▲	▲	▲	▲	▲
オーストラリア連邦	○	○	○		

○：FOPNLにおいて摂取時の状態の表示を許容している食品
▲：FOPNLにおいて摂取時の状態の表示を許容している可能性がある食品

消費者庁